

2022年度 経過報告

1. 障がい児・者の福祉と教育をめぐる情勢

この3年間新型コロナウイルスによって私たちの生活や活動はさまざまな制限を受けてきましたが、2022年度は感染への予防に警戒しながらも少しずつコロナ以前の日常を取り戻し、活動を広げてきました。

国連の「障害者の権利に関する条約」（以下、権利条約）を批准し、我が国が締約国として歩み始めた2014年から、はや9年が経過しました。これまでの総会で報告したとおり、日本政府は権利条約締結後2年以内に提出が義務づけられている報告書を2016年6月に国連へ提出しました。他方、当事者・関係者として、日本障害フォーラム(JDF)では、幅広い関係者と協議して市民社会から国連に直接提出することが認められているパラレルレポートを2019年6月に提出しています。これらを受けて行われる予定の国連・障害者権利委員会による**権利条約実施状況についての対話（審査）**は世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響により先送りされてきましたが、やっと2022年8月にスイスのジュネーブで実施されました。その対話（審査）の後、9月には障害者権利委員会は日本政府に対して総括所見（勧告）を出しました。その内容は障害者施策全般を網羅しており、入所施設や精神障害者の医療の問題、手話言語の公用語認定、障害年金額の改善、インクルーシブな教育・働く場などなど、たくさんの重要な指摘と勧告がなされています。

特に教育に関して以下のような**<強い要請>**「(前略)全ての障害のある生徒が、あらゆるレベルの教育において、『合理的配慮』と『必要とする個別の支援』を受けられるように、特定の目標、時間枠、十分な予算で、質の高いインクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択すること」と

記されています。

障がい児者を支援する法人としてこれらを深く学び、当事者・ご家族とともに当事者の願いを実現する方向で活動をしていきたいと思えます。

一方で、国は 2024 年度には第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画を策定するため基本指針の見直しを提起しています。厚労省は昨年 10 月には社会保障審議会障害者部会で論議された基本指針の見直しについての見解を発表しています。その中で、計画の作成に関する基本的事項について 8 項目を挙げていますが、①計画作成にあたり障害者等の参加、地域社会の理解促進、総合的な取組 ②体制の整備（作成委員会等の開催、関係部局相互間の連携、市町村と都道府県の連携）③サービスの利用実態とニーズの把握 ④障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握と提供体制の整備 などなどが掲げられています。＜資料 P.4 3 参照＞

利用したくても必要な施設や支援者が足りなくて、地域での生活維持が家族の大きな負担の上に成り立っている現実など、会員の皆さんやサポーターの声を集めて、実態に即した計画の策定とその実現に向けて、取組をすすめることが求められています。

また、昨年 6 月「こども家庭庁設置法案」「こども基本法」「児童福祉法改正案」が国会で採択され、いずれも本年 4 月 1 日より施行されました。昨年も触れましたが、目指すものとして「こどもも真ん中社会の実現」、「常にこどもの視点に立つ。こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現」などが謳われています。生育部門では、「相談対応や情報提供の充実、すべてのこどもの居場所づくり」などが掲げられ、支援部門では「さまざまな困難を抱える子どもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的支援」、「こどもの

貧困対策、ひとり親家庭の支援」、「障害児支援」などが示されていますが、これらの法整備とそれに基づく施策が現在の子どもを取り巻く深刻な社会の状況を根本的に見つめ直す新たな方向性が確立されるのか、日々子どもと関わる事業者の立場から吟味し、提言していくことも必要だと考えます。(資料 P.4 5 参照)

子ども・障がい児が増え続けている川崎市では、地域療育センターの果たしている役割は大きく、その機能強化も重要な課題です。本市では子どもの発達課題に関する相談が増えている状況に対応するため、2021年10月に新たな相談支援機関「川崎市子ども発達・相談センター」を川崎区および幸区に開設し、相談を受ける「かもみーる」と児童発達支援事業所(未就学児対象)「きっずさぼーと」の連携支援をはじめました。2022年度は同様の機関が多摩区・麻生区にも開設されましたが、中原区はまだ計画段階で早く開設できるよう期待しています。既存の療育センターと新たな「かもみーる」「きっずさぼーと」との連携、役割分担がニーズに即して効果を上げられることを願い、応援していきたいと思えます。

また、市内の小・中学校166校全てに特別支援級が設置されて久しくなりますが、川教組障教部では毎年実態調査に基づく白書を作成しており、そこには現場の悩みが集約されています。各学校の児童生徒数の増加が著しく多くの学校が学級の運営に苦慮されていること、先生の手が足りないためさまざまな難題を抱えて先生方が疲労困憊されていること、休職や産休代替の先生の配置もままならない状態がなかなか改善されないことなど、切実な問題の解決に保護者・家族とよりよい教育を願う市民がともに考え、学校・学級を支えていくことが求められています。

昨年4月には神奈川障害福祉計画(第6期 2022年3月~2024年3月)が、国の基本的な指

針に沿って策定されましたが、この中では「当事者目線の支援の実践により『共に生きる社会かな。がわ』の実現を目指す」との方向性が打ち出されています。このことが理念だけに終わらず、施策の策定推進において実効性のあるものとなるよう注目していく必要があります。

障がい児教育の分野では、県は県立高校でのインクルーシブ教育実践推進校を 2020 年に 3 校から 14 校に増やしましたが、市内では川崎北高校が実践推進校として二度目の卒業生を送り出しました。また、2024 年度から 4 校増やす計画で、川崎市では県立菅高校（多摩区）が指定を受け、すでに受け入れのための説明会等計画されています。当法人が障教部と共催で実施している進路学習会でもインクルーシブ教育についての関心は高く毎年多くの質問が寄せられますが、この教育の成果と課題について今後も確認して保護者の皆様へも情報提供をしていくことが必要です。

県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）に沿った県立支援学校の老朽化や耐震の対策として中原養護学校の大々的な校舎改修工事が今年度も引き続き進められています。

新たな方策として県教育委員会は、2021 年 3 月に「**かながわ特別教育推進指針**」を発表しましたが、その中に盛り込まれている川崎南部地域に県立特別支援学校（知的障がい教育部門）の新設については今年度から 5 年掛けて設計・工事が実施され、**2028 年度開校の予定**です。（資料 P. 4 6 参照）特別支援学校の設置基準がやっと制定された中で新しくつくられる学校です。どんな学校建設が進められるのか、具体的な要望を伝えながら県教委・市教委との話し合いの場をもつことも必要でしょう。

川崎市での新たな動きはつぎの通りです。

○ 2021年3月、川崎市障害者福祉計画（第5次ノーマライゼーションプラン）が発表され、今年はその計画実施2年目を迎えます。中原区の福祉計画とともに施策の推進に期待します。さらに新しいプランの作成のためのヒヤリングも始められます。利用者・家族・支援者の要望をしっかりと聞く機会を作りたいと思います。

○ 2020年4月県立あおば支援学校が横浜市青葉区に開校され、今年度4年目を迎えました。市が尾・藤が丘・青葉台・柿生駅からバスを利用して通学できる位置にありますが、高等部については宮前区・麻生区も対象学区です。3月に初めての卒業生が出ましたが内川崎市在住者2人、新たに2人入学で今年度も6人の子どもたちが川崎市から通学しています。

○ 地域生活支援事業の請求システム変更

日々利用者の皆様にサービス提供をしている実績は、事業（サービスメニュー）ごとに書式が異なる報告書に記載していただき、月毎にインターネットで国保連に報告し川崎市に対して報酬請求をしています。これまで市の単独事業と国の法律に基づく全国一律の事業とでは請求のシステムが異なっていました。今年度4月の実績請求から統一されたシステムに変更されたため混乱が生じ、スムーズに請求事務が行えるまでにはまだ時間がかかりそうです。

2. わになろう会のとりのくみ

目に見えないコロナウイルスとの闘い

2021年度と余り変わらず、コロナ禍の中で、基礎疾患のある方等、日中一時支援や移動支援などのご利用を自粛される方は依然として多く、日々の支援実績により報酬を申請するという

出来高払いの制度の中で、2022年度も月により利用はかなり落ち込みました。一方、どんな状況の中でも日々支援を必要とされている方たちもあり、感染予防に細心の注意を払いながら日中一時支援も移動支援等も実施する方針で事業をすすめてきました。しかし、学校やお子様たちが併用されている放課後等デイサービスでの感染拡大の中で、濃厚接触者と指定され自粛を余儀なくされた利用者さん、支援スタッフも多々ありました。利用者およびご家族、支援スタッフとご家族もばらばらと感染される状態が年間を通じてありましたが、事業所として大きな集団感染に至ることはなく、事業を継続することができました。

年間計画に盛り込まれていた夏休みを楽しくすごす会など、感染症予防の見地から中止せざるを得ないものがありましたが、企画型ツアーは日程を短縮して実施することができました。

今年度も状況をみながら計画どおりの実施に努めます。

財政の現状

上記のような状況のなかで、わになろう会ではこの一年間も当事者・ご家族の地域生活を支えるためにできる限りのとりくみを進めてきました。

しかし、財政的には非常に厳しく、減収になっても家賃や駐車場の賃料、保険料等の必要経費、事務スタッフは減らないためかなり危機的な状況でした。2022年度は、公的援助として「物価高騰対策支援金」が年度末に支給され、なんとか乗り切ることができました。

公的制度に則った事業の継続

次の通り、行政との協力協働や必要な申請書の提出をし、それぞれの事業を実施しました。

☆ 中原区子どもの発達支援事業（就学前） 中原区の事業に当法人が担当者を派遣し、子どもの発達・相談セミナーの運営に協力してきました。

- ☆ 川崎市移動支援事業等従事者養成研修事業 補助金申請 R4年4月1日～R5年3月31日
- ☆ 自家用有償旅客運送者登録申請 昨年度継続申請 R3年9月11日～R6年9月10日
- ☆ 移動支援事業・生活サポート事業申請 指定事業 H30年10月1日～R6年9月30日
- ☆ 日中一時支援障害児者一時預かり事業者指定申請 H31年4月1日～R7年3月31日
- ☆ 行動援護事業指定申請 H30年10月1日～R6年9月30日
- ☆ ふれあいガイド（企画型）事業届出 企画型ツアー 年間2回 6月届出
夏休みを楽しく過ごす会 ※届出後中止

注 下線の事業は2022年度に新規または更新の申請をしたもの

当法人では支援スタッフの疾病・高齢化という切実な問題もあり、新たな従事者の養成のため2022年度も移動支援等従事者養成研修を実施しましたが、今後も計画していく予定です。

2022年度はすべての利用者・支援スタッフを対象としたアンケート調査を実施し、総会資料にその結果を報告しましたが、今年度は質問内容の変更等検討している内に機を逸してしまい実施できませんでした。しかし、集まって行う研修会の実施が難しい中で、事業所と支援者および支援者同士の繋がりを深める手立ての一つとして、3月から支援者向けの小さなニュース『わにの庭（にわ）』の発行を始めました。2022年度は目標どおり年間4回の発行をし、全ての支援スタッフに届けることができました。

3. 法人としての体制の整備

- 年間各6回の理事会と月例会は感染症予防に配慮しながら、ハイブリッドで予定通り実施しました。ZOOM を使ったリモート参加もとりいれたことにより参加率は大幅に改善されました。

理事会・月例会とも2022年度も年間を通して18時30分からの開催を続けてきましたが、夜の会議に参加が困難な理事もあり、書面出席者が毎回若干ありました。

- 会報わになろうは、毎月1回の発行を続けることができ、会員の皆様ほか、特別支援学校・学級への配布も川崎市教職員組合のご協力を得て継続して実施しました。
- 川崎北労働基準監督署の立ち入り調査、指導に基づき、就業規則を作成し、届出をしてから10年が経過しました。就業規則の見直しを検討中です。安全推進担当者の配置など当法人で

働かれる皆さんが安全に安心して働ける条件はいくらか改善されましたが、現実の日々の活動の中での休憩時間・有給休暇の保障などの規則の遵守は依然として難しい課題です。

健康保険、厚生年金、雇用保険への加入者は現在 8 名。今後も従事者の皆さんの勤務状況に応じて対応していく予定です。また、労災保険はすべての従事者を対象に法人で掛金を負担しています。僅かでも報酬を受け取られている従業者から所得税の源泉徴収をするように税務署の指導を受けていますが、皆様の理解と協力により昨年度もスムーズに納税ができました。

- 2013 年度から利用を始めた N P O 法人向け会計ソフト「会計王」の活用は事務担当の尽力により、会計処理が年々正確にスムーズにできるようになりました。

他団体との連携、主な活動 **<年間活動報告 一覧 P.5~8 参照>**